

仙台市立八軒中学校同窓会会則

- 第1条 この会は、仙台市立八軒中学校同窓会（略称：八軒中同窓会）と称し、事務局を仙台市立八軒中学校に置く。
- 第2条 この会は、仙台市立八軒中学校及びその前身校に在学し、または勤務したことのある者をもって組織する。
- 第3条 この会は、会員相互の親睦を図り、母校の発展に寄与することを目的とする。
- 第4条 この会の会員は、次の二つとする。
(1)通常会員は、仙台市立八軒中学校及びその前身校に在学したことのある者。
(2)特別会員は、仙台市立八軒中学校の現職員並びに旧職員。
- 第5条 この会に下記の役員をおく。
参与 1名、相談役 若干名、会長 1名、副会長 若干名、監事 2名、代表幹事 各期2名、幹事 各期若干名、事務局長 1名、事務局員 若干名
- 第6条 参与は、仙台市立八軒中学校現校長とする。
相談役は、歴代役員の中から会長が委嘱することができる。
会長・副会長・監事は、代表幹事会で推薦し、総会で選出する。
代表幹事は、卒業年度毎に選出する。
事務局長・事務局員は、校内特別会員を含め会員より会長が委嘱する。
- 第7条 相談役は、会長の諮問に応ずるものとする。
会長は、会務を総括し、この会を代表する。
副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。
監事は、会計事務を監査する。
事務局長・事務局員は、企画・庶務・会計等の会務を執行する。
但し、会計については、別途内規で規定する。
- 第8条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。
- 第9条 この会の会議は、総会及び代表幹事会とする。
総会は、2年に1回開催する。但し、会長が必要と認めた場合は臨時総会を開催することができる。
代表幹事会は、年1回開催する。但し、会長が必要と認めた場合は臨時代表幹事会を開催することができる。
- 第10条 各会議の議決は、出席者の過半数をもって決議する。
- 第11条 この会の経費は、入会金・寄付金及びその他の収入をもって当てる。
- 第12条 この会の入会金は、1人1,000円とし入会時に納入する。
- 第13条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。但し、決算については2年分を一括して総会で報告する。

付 則

- 第1項 この会則は、昭和30年6月26日から実施する。
- 第2項 この会則は、昭和36年6月26日一部改正。
- 第3項 この会則は、昭和45年8月15日一部改正。
- 第4項 この会則は、平成11年5月24日改正。
- 第5項 この会則は、平成15年5月24日一部改正。
- 第6項 この会則は、平成30年3月3日一部改正。
- 第7項 この会則は、令和5年7月8日一部改正。